平成２６年（フ）第６０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保12番地51
債務者　田島　博之
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４６号
静岡県伊東市岡440番地
債務者　村田さとみ
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
静岡県伊豆の国市守木76番地の３　パークハウスセキ202号
債務者　畑本　　大
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
静岡県沼津市下香貫牛臥3008番地
債務者　野村　　忠
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
静岡県沼津市高砂町９番地の50　コートニー井原204号、前住所静岡県沼津市真砂町24番地の７　Ａ棟106号
債務者　鈴木　高城
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
愛知県岡崎市両町３丁目40番地　ＮＡＯＩＢ―101
債務者　加藤　洋明
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
愛知県西尾市一色町生田宮東18番地11　深見方、前住所愛知県西尾市野々宮町斉藤泓１番地１
債務者　欧風れすとらんサンジェルマンこと渡辺　正章
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
愛知県岡崎市舞木町字狐山６番地４　市営山中荘３―306、前住所愛知県知立市山屋敷町富士塚３番地１　レオパレスサントエール富士塚205号
債務者　加藤　愛貴
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅１―37号室
債務者　奥島　鉄己
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号
京都府舞鶴市字行永2830番地18
債務者　村田　一徳
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第６号
京都府綾部市位田町田岸90番地
債務者　大槻　良子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
福岡県大牟田市大字白銀669番地１
債務者　塚本　圭一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１号
福岡県大牟田市大字歴木668番地１　歴木市営住宅203号
債務者　吉田　信敏
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３２号
盛岡市緑が丘３丁目１番30号　みどり荘、旧住所盛岡市玉山区渋民字鶴飼３番地８
債務者　花坂　泰行
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４３号
盛岡市本宮６丁目36番20―203号
債務者　黒島　　梓
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７号
新潟県胎内市新栄町５番61号エルウッド11Ａ―10号室、住民票上の住所新潟県胎内市宮久884番地39
債務者　山口　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第８号
新潟県新発田市下中342番地10
債務者　本間　智大
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部